

広報



あみ

人と自然が織りなす、輝くまち

2019
No.704

11

令和元年
10月25日発行



主な内容

まちの家計簿／平成 30 年度歳入歳出決算…	2
公表します人事行政の運営等の状況…	7
毎年 12 月 3 日から 9 日は障害者週間です…	12
里親になりませんか？ ……………	19
感染症に注意しましょう……………	21

第92回霞ヶ浦清掃大作戦実施

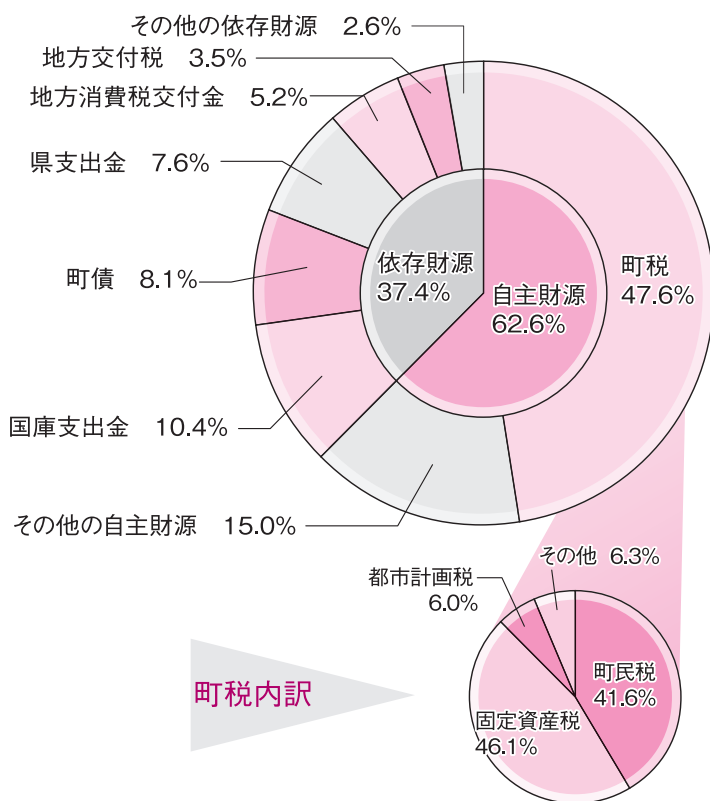
～いきいき茨城ゆめ国体クリーンアップ運動～

9月1日(日)、予科練記念平和記念公園臨時駐車場と霞ヶ浦セーリング特設会場を拠点として、「第92回霞ヶ浦清掃大作戦～いきいき茨城ゆめ国体クリーンアップ運動～」を実施しました。きれいな霞ヶ浦を守るために湖岸の清掃を毎年行っています。大勢の市民のみなさまにご参加いただきありがとうございました。

まちの家計簿

平成30年度歳入歳出決算

一般会計歳入総額 163 億 9038 万 3 千円



歳入総額	163 億 9038 万 3 千円	(100.0%)
自主財源	102 億 6285 万 9 千円	(62.6%)
町税	78 億 560 万 7 千円	(47.6%)
その他の自主財源	24 億 5725 万 2 千円	(15.0%)
繰越金	9 億 4981 万 1 千円	(5.8%)
諸収入	5 億 4090 万 8 千円	(3.3%)
繰入金	3 億 7726 万 5 千円	(2.3%)
使用料・手数料	2 億 4678 万 1 千円	(1.5%)
その他	3 億 4248 万 7 千円	(2.1%)
依存財源	61 億 2752 万 4 千円	(37.4%)
国庫支出金	17 億 195 万 7 千円	(10.4%)
町債	13 億 3100 万 円	(8.1%)
県支出金	12 億 4364 万 4 千円	(7.6%)
地方消費税交付金	8 億 5319 万 8 千円	(5.2%)
地方交付税	5 億 7908 万 3 千円	(3.5%)
その他の依存財源	4 億 1864 万 2 千円	(2.6%)
地方譲与税	1 億 8657 万 3 千円	(1.1%)
地方特例交付金	4313 万 円	(0.3%)
その他	1 億 8893 万 9 千円	(1.2%)

一般会計

決算の概要

※()内は対前年度比率

歳入は、前年度と比較して主に次の増減がありました。

● 増となった項目 ▼ 町税…

6850万9千円(0.9%)の増／個人所得の増加等に伴う個人町民税の増、家屋の新増築等に伴う固定資産税の増など ▼ 地方消費税交付金…6247万5千円(7.9%)の増

▼ 県支出金…1億3472万5千円(12.1%)の増／国民体育大会競技施設整備費補助金の増など ▼ 繰入金…1億393万4千円(38.0%)の増／財政調整基金繰入金、借地等取得基金繰入金の増など

● 減となった項目 ▼ 地方交付税…1億1175万9千円(16.2%)の減／普通交付税の減など ▼ 国庫支出金…11億1836万6千円(39.7%)の減／新設小学校整備事業に係る公立学校施設整備費負担金、保育所等整備交付金、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金の減など ▼ 町債…10億7480万円(44.7%)の減／社会資本整備総合交付金事業債、学校施設整備事業債、臨時財政対策債の減など

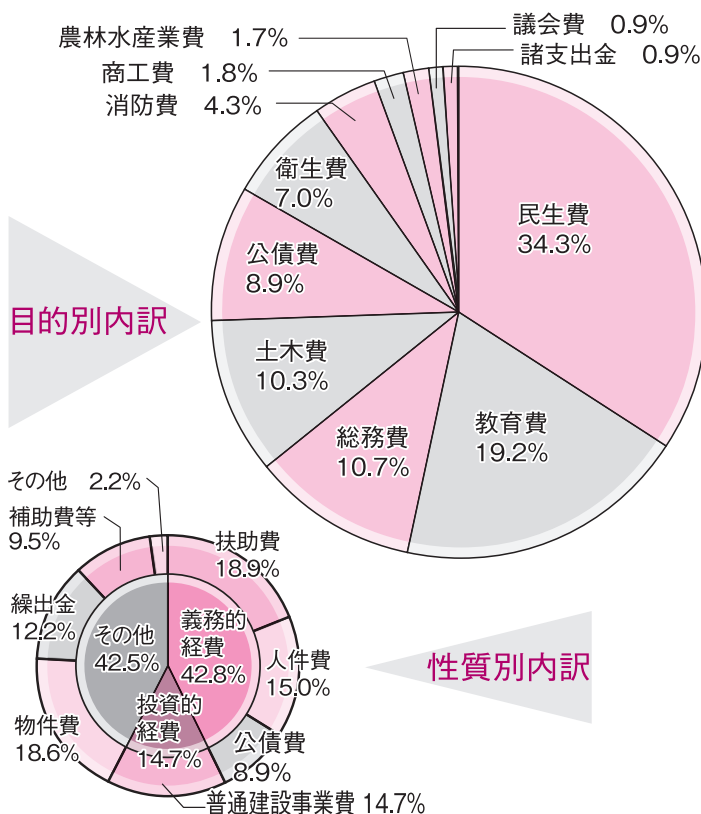
平成30年度一般会計の決算額は、歳入総額163億9038万3千円、歳出総額153億8649万5千円となり、前年度と比較し、歳入については、18億7825万2千円（10.3%）の減、歳出については、19億3232万9千円（11.2%）の減となりました。

その結果、歳入歳出差引額は、10億388万8千円で、翌年度へ繰り越すべき財源として1億9559万7千円を充てると、実質収支額は、8億829万1千円となり、前年度と比較し、1億2979万1千円（19.1%）の増となりました。

各会計を通じた決算総額は、歳入274億9509万7千円、歳出260億4901万2千円で、歳入歳出差引額（形式収支）は、平成29年度の15億820万3千円に比べ、4.1%減の14億4608万5千円となっています。

一般会計 歳出 総額 153 億 8649 万 5 千円

歳出総額	153 億 8649 万 5 千円	(100.0%)
民生費	52 億 8397 万 9 千円	(34.3%)
教育費	29 億 5217 万 3 千円	(19.2%)
総務費	16 億 4461 万 5 千円	(10.7%)
土木費	15 億 8868 万 5 千円	(10.3%)
公債費	13 億 7100 万 1 千円	(8.9%)
衛生費	10 億 7940 万 9 千円	(7.0%)
消防費	6 億 5600 万 3 千円	(4.3%)
商工費	2 億 6912 万 2 千円	(1.8%)
農林水産業費	2 億 6700 万 1 千円	(1.7%)
議会費	1 億 4462 万 8 千円	(0.9%)
諸支出金	1 億 2987 万 9 千円	(0.9%)



歳出の目的別内訳では、前年度と比較して次の増減がありました。

● 増となった項目 ▼ 農林水産業費：1858万9千円（7.5%）の増／新規就農者支援事業、農業集落排水事業特別会計繰出金の増など ▼ 商工費：1億4019万4千円（108.7%）の増／商工振興事業、阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業の増など ▼ 諸支出金：7305万5千円（128.6%）の増／公共公益施設整備基金費、予科練平和記念館整備管理基金費、文化芸術振興基金費の増など

● 減となった項目 ▼ 総務費：6957万8千円（41.1%）の減／道の施設整備事業の減など ▼ 民生費：1億3293万6千円（2.5%）の減／経済対策臨時福祉給付金事業費、保育所整備事業、放課後児童施設整備事業の減など ▼ 衛生費：2818万3千円（2.5%）の減／霞クリーンセンター維持管理費、牛久市・阿見町斎場組合負担金の減など ▼ 土木費：3億7317万1千円（19.0%）の減／道路橋梁維持補修事業、道路新設改良事業、公共下水道事業特別会計繰出金、公園緑地整備事業の減など ▼ 教育費：15億2820万3千円（34.1%）の減／小学校施設整備事業、新設小学校整備事業の減など

人口一人当たりの歳入と歳出

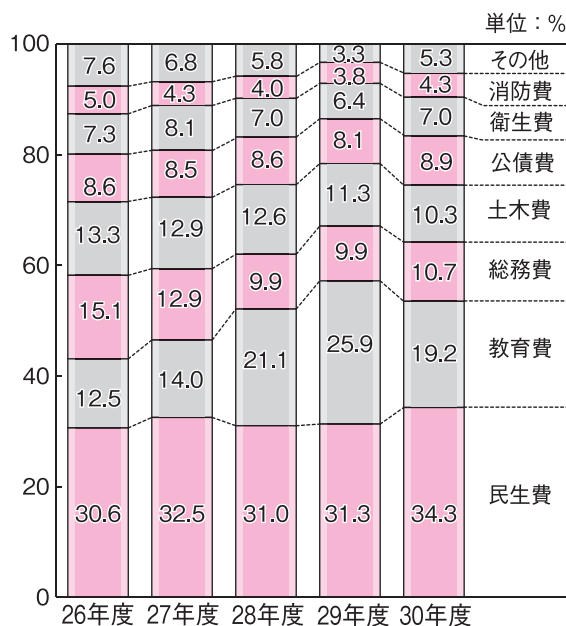
平成 30 年度総人口 47,581 人 (平成 31 年 4 月 1 日現在・常住人口調査)

歳出総額	32 万 3376 円 (100.0%)
民生費	11 万 1052 円 (34.3%)
教育費	6 万 2045 円 (19.2%)
総務費	3 万 4565 円 (10.7%)
土木費	3 万 3389 円 (10.3%)
公債費	2 万 8814 円 (8.9%)
衛生費	2 万 2686 円 (7.0%)
消防費	1 万 3787 円 (4.3%)
商工費	5656 円 (1.8%)
農林水産業費	5612 円 (1.7%)
議会費	3040 円 (0.9%)
諸支出金	2730 円 (0.9%)

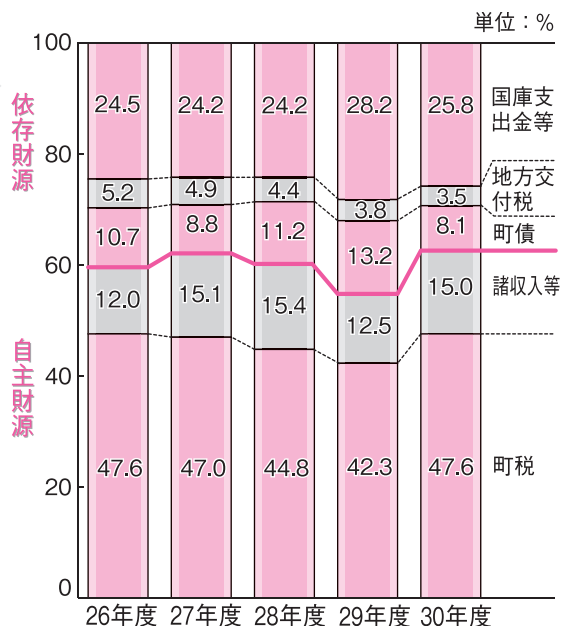
歳入

歳入総額	34 万 4473 円 (100.0%)
自主財源	21 万 5693 円 (62.6%)
町税	16 万 4049 円 (47.6%)
その他の自主財源	5 万 1644 円 (15.0%)
依存財源	12 万 8780 円 (37.4%)
国庫支出金	3 万 5770 円 (10.4%)
町債	2 万 7973 円 (8.1%)
県支出金	2 万 6137 円 (7.6%)
地方消費税交付金	1 万 7931 円 (5.2%)
地方交付税	1 万 2170 円 (3.5%)
その他の依存財源	8799 円 (2.6%)

過去 5 年間の推移



歳入



平成 30 年度の主な事業

- **総務費** ▼第6次総合計画後期基本計画の策定▼電子入札システムの導入
- **民生費** ▼医療費の一部を助成▼町内私立保育施設に勤務する保育士の処遇改善
- **衛生費** ▼パトロール、禁止看板の作成・配布等による不法投棄対策を実施
- **農林水産業費** ▼農業生産基盤や農村環境を守る取り組みを支援▼大学との連携による地域農業の活性化を支援
- **商工費** ▼プレミアム商品券の発行により、消費拡大

や商業の振興・活性化を推進

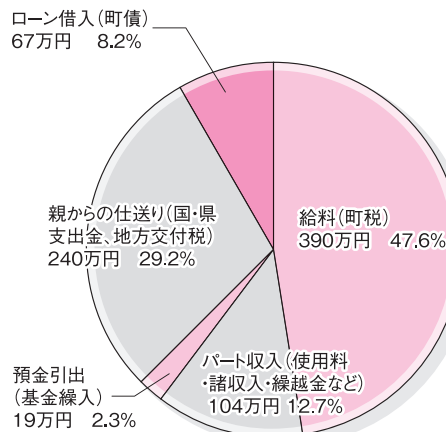
- **土木費** ▼道路の新設改良、排水整備、危険箇所の改良等を実施
- **消防費** ▼消防団で管理する資機材等収納庫を整備
- **教育費** ▼小学校入学予定の新一年生に入学祝い品を贈呈▼国民体育大会開催のため会場整備▼朝日中学校の校舎を増築

平成 30 年度決算を家庭の家計簿に例えると…

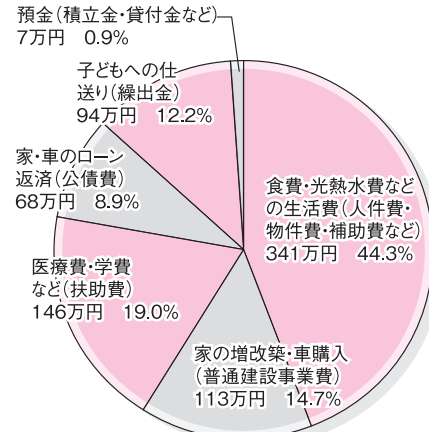
● 一般会計決算を 1/2000 に縮小し、家庭の家計簿のようにまとめました（右図参照）

※ 収入 820 万円 - 支出 769 万円 = 51 万円は次年度へ繰り越します
 ※ 預金残高（一般会計基金）236 万円・ローン残高（町債）745 万円

▼ 阿見家の収入 820 万円



▼ 阿見家の支出 769 万円



収入のうち給料・パート収入・預金引出が自主財源、ローン借入・親からの仕送りが依存財源で、自主財源の割合が高いほどやりくりがしやすいと言えます。町では約 63% が自主財源、約 37% が依存財源となっています。

給料・パート収入・親からの仕送りをあわせると 734 万円の収入になるのに対し、支出は生活費 341 万円、家の増改築や車の購入代 113 万円、増加傾向にある医療費・学費などの支払い 146 万円、ローンの返済 68 万円や子どもへの仕送り 94 万円で 769 万円がかかります。家の増改築や車の購入代の一部をローン借入と預金引出で賄いました。

車や住宅の購入（町では公園や道路の建設など）のように大きな出費で長期間使用するものなどは、今の使用者だけでなく後世代の使用者にも平等に費用を負担してもらうため、借入して今後の給料で返済した方が適当な場合もあります。もちろん、将来の負担を明らかにして事業を行い、子どもたちに大きな負担を残さないよう生活設計していくことが大切です。

限られた収入を大切に、サービスを充実させるため、今後も計画的にやりくりを進めていきます。

町債・基金の現在高

町債の現在高

区分	30 年度末現在高
一般会計	148 億 9200 万 円
特別会計	66 億 7109 万 8 千円
公共下水道事業	56 億 8978 万 4 千円
農業集落排水事業	9 億 8131 万 4 千円
公営企業会計（水道事業）	15 億 7322 万 円

基金の現在高

基金等の名称	30 年度末現在高
財政調整基金	24 億 9574 万 円
減債基金	3 億 7310 万 円
その他の基金	18 億 5176 万 円
国民健康保険支払準備基金	2 億 8000 万 円
公共下水道整備基金	10 万 円
介護給付費準備基金	3 億 3636 万 8 千円
農業集落排水事業債減債基金	3647 万 4 千円
土地開発基金（現金）	360 万 円

特別会計決算

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ● 国民健康保険特別会計 | ● 介護保険特別会計 |
| 歳入 50 億 8814 万 7 千円 | 歳入 32 億 5854 万 5 千円 |
| 歳出 47 億 7223 万 5 千円 | 歳出 31 億 6097 万 1 千円 |
| ● 公共下水道事業特別会計 | ● 後期高齢者医療特別会計 |
| 歳入 17 億 3640 万 3 千円 | 歳入 8 億 9050 万 5 千円 |
| 歳出 17 億 1029 万 1 千円 | 歳出 8 億 8939 万 円 |
| ● 農業集落排水事業特別会計 | |
| 歳入 1 億 3111 万 2 千円 | |
| 歳出 1 億 2963 万 2 千円 | |

公営企業会計決算

（水道事業会計）

収益的収入および支出

収入 12 億 2563 万 1 千円

支出 10 億 743 万 7 千円

資本的収入および支出

収入 3 億 6691 万 5 千円

支出 7 億 2284 万 6 千円

※ 資本的収入および支出における収入の不足額は過年度損益勘定留保資金等で補填しました

※ 消費税・地方消費税を含む

町財政の現状

町監査委員による決算審査意見書から

決算の総括

平成30年度における各会計歳入総額は274億9509万7千円、歳出総額は260億4901万2千円であり、歳入歳出差引額は翌年度繰越額を除き、実質収支額12億3739万円の黒字となりました。単年度実質収支額（当年度実質収支額－前年度実質収支額）においては1883万1千円の黒字となっています。基金残高は53億7714万2千円と前年度比1億6994万4千円の減少となり、公債残高は231億3631万7千円（水道事業を含む）と前年度比2億6272万1千円の減少となり、基金残高および、公債残高は共に減少となりました。

当年度、町民税のうち法人町民税は一部大規模法人について増収であったものの、全体としては企業業績の落ち込みにより、前年比1.1%の減収となりました。個人町民税は前年比0.8%の増収となり、町民税全体としては前年比0.3%の増収となりました。町税全体としては町内の土地開発及び新築建物の増加に伴う固定資産税の増加等により町税合計額は78億560万7千円と前年度比6850万9千円（前年比0.9%）の増加となりました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指数を分析すると、まず、実質赤字比率および連結実質赤字比率については赤字額が生じていないため、その場合には比率がないものとされています。今後も比率が生じないよう、適正規模の実質収支の確保等に努める必要があります。

実質公債費比率については、前年度より0.3%改善しています。しかし今後は公債費が増加するものと見込まれており、比率は上昇に転じることから、今後も公債費が歳出全体に与える影響を十分考慮しながら、公債発行の平準化を図り、計画的に公債を活用していく必要があります。

将来負担比率については、財政調整基金等の充当可能財源が、公債残高、退職手当負担見込額といった将来にわたる義務的経費の合計を上回っていることから、将来

負担額がマイナスとなり、比率は生じていません。今後も現在の負担と将来の負担のバランスのとれた運営に努める必要があります。

資金不足比率については、対象となる公共下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計および水道事業会計の各会計とも資金不足がないため、比率は生じていません。今後も比率が生じないよう、効率的な運営に努める必要があります。

財政力指数については、3か年平均で、前年度の0.909から0.919に上昇しています。財政力指数が上昇した主な要因は、交付税算定の基礎となる町税および地方消費税交付金の増額によって基準財政収入額が増加したためです。

経常収支比率については、普通地方交付税が減となるなど経常一般財源が減少し、歳出面で物件費等が増加したことにより、前年度より1.4%悪化しています。

以上、実質公債費比率は、公債費の減少等により改善しているものの、今後は上昇に転じる見込みであり、また高い水準にある経常収支比率は、扶助費の増加や、集中的に実施してきた普通建設事業に伴う公債費の増加によってさらに上昇するおそれがあり、財政の硬直化が懸念されます。

今後の財政運営については、歳入面において、景気回復に伴う企業収益の改善と家計所得の増加による町民税収の回復が期待されるところですが、消費税増税による影響、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があります。引き続き国の財政政策および経済動向に細心の注意を払う必要があります。

歳出面においては、少子高齢化の進展により、扶助費等の義務的経費が今後も増加することが見込まれるとともに、公共施設の老朽化対策などを計画的に進めていくための財源の確保が課題となっていることから、財政構造の弾力性を確保するためにも、集中と選択による財政健全化への取り組みを一層強化する必要があります。

健全化判断比率・資金不足比率および財政構造の状況

健全化判断比率	実質赤字比率 — 【早期健全化基準 13.42%】	福祉・教育・まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
	連結実質赤字比率 — 【早期健全化基準 18.42%】	すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの
	実質公債費比率 5.0%（前年度 5.3%） 【早期健全化基準 25.0%】	借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの
	将来負担比率 — 【早期健全化基準 350.0%】	地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの
資金不足比率	公共下水道事業特別会計 — 農業集落排水事業特別会計 — 水道事業会計 — 【経営健全化基準 20.0%】	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

※実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率・資金不足比率は、比率が生じていないため「—」を記載しています

問い合わせ

財政課財政係 ☎888-1111 (222) ▼ Eメール: zaiseika-ofc@town.ami.lg.jp

公表します

人事行政の運営等の状況

「阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成 30 年度の人事行政の運営等の状況について下記のとおり公表します

総務課職員第一係 ☎888-1111(741)

1. 職員の任免および職員数に関する状況

区分	平成 30 年度		平成 31 年度	
	当初職員数	退職者数	採用者数	当初職員数
行政職	295 人	15 人	23 人	303 人
技能労務職	8 人	2 人	0 人	6 人
合計	303 人	17 人	23 人	309 人

※行政職には企業職（上水道に関する事務に従事する職員）を含みます

2. 職員の人事評価の状況

職員の仕事の業績を「職務目標の達成度」や「仕事の成果」により評価する業績評価と、職務目標への取組過程を職位や職種により「組織マネジメント」「業務マネジメント」として評価する能力評価による人事評価を実施しています。

3. 職員の給与の状況 ※平成 30 年 4 月 1 日現在

(1) 平均給料月額および平均年齢

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	314,369 円	41.7 歳
技能労務職	325,438 円	56.8 歳

(2) 初任給の状況

区分	学歴	初任給
一般行政職	大学卒	179,200 円
	高校卒	147,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円
	中学卒	136,500 円

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時

※本庁舎以外の施設においては、上記と異なる場合があります

(2) 休暇

区分	内容
年次休暇	1 月 1 日を基準として、1 年につき 20 日
療養休暇	▼負傷または疾病のため療養を要する場合に、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ▼私傷病の場合は、90 日以内において必要と認められる期間
特別休暇	▼選挙権の行使・結婚・出産・交通機関の事故・その他特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合 ▼必要と認められる期間

介護休暇	▼要介護者（配偶者等で、負傷・疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 ▼連続する 6 か月の期間内において必要と認められる期間
介護時間	▼要介護者（介護休暇と同様）の介護をするため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 ▼連続する 3 年の期間内で 1 日につき 2 時間を超えない範囲で必要と認められる時間
組合休暇	▼職員が登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務等に従事する場合（1 年につき 30 日）

5. 職員の分限および懲戒処分

▼分限処分 21 件 ▼懲戒処分 0 件

6. 職員のサービスの状況 ※平成 30 年度新規取得者数

▼育児休業の取得者数 6 人

▼介護休暇の取得者数 0 人

7. 職員の研修の状況 ※延べ人数

区分	研修名等	受講者数
派遣研修	県自治研修所等各種研修機関派遣研修	42 人
特別研修	新任職員研修、プレゼンテーション研修、普通救命講習等	332 人

8. 職員の福祉および利益保護の状況

(1) 茨城県市町村職員共済組合の主な事業

主な事業	内容
短期給付事業	病気やケガ・出産・休業・災害・死亡などの際に、組合員とその家族に医療や現金等の必要な給付を行う
長期給付事業	組合員の退職・傷害・死亡の際に、年金や一時金の給付を行う
福祉事業	健康保持増進事業（健康診査等）や保養所の運営、住宅資金等の貸し付けなどを行う

(2) 町の主な事業

主な事業	内容
健康診断	定期健康診断やがん検診等を行う
メンタルヘルス対策	ストレスチェックやメンタルヘルス相談事業を行う

(3) 利益の保護の状況

▼勤務条件に関する措置の要求 0 件

▼不利益処分に関する不服申し立て 0 件

環境保全・環境美化につとめましょう

下記の補助金は、生活環境課（平日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分、土・日・祝日・年末年始を除く）にて申請の受付をしています

生活環境課 ☎ 888-1111 (251)

生ごみ処理容器（コンポスト）の購入補助制度

町では、家庭から排出される生ごみの自家処理を促し、収集ごみの減量化と資源循環型社会の形成を推進することを目的とした『生ごみ処理容器の購入補助制度』を予算の範囲内で行っています。

- ▼対象者：次のすべての要件を満たす人
- ▼町内に住所を有する人
 - ▼堆肥化したものを自家処理できる人
 - ▼町税を滞納していない人

▼補助額：100 円未満は切捨て

種 別	補助率 (1 基あたり)	補助上限額	上限基数 (1 世帯あたり)	備 考
生ごみ処理容器 (コンポスト・EM ぼかし容器)	3 分の 2	3,000 円	2 基まで	5 年経過したら買替の 補助申請ができます。
電気式生ごみ処理機	3 分の 1	20,000 円	1 基まで	

▼申請方法：必要書類①～⑥を持参して生活環境課に申請する

▼必要書類：①補助金交付申請書（生活環境課の窓口で記載できます）②領収書③土地所有者の承諾書（設置者が借地の場合）④保証書のコピー（電気式生ごみ処理機の場合）⑤印鑑⑥申請者の口座番号のわかるもの



▲コンポスト

生ごみ処理容器（コンポスト）をご存知ですか？

生ごみ処理機とは、乾燥または微生物による分解によって、生ごみを減量化および、堆肥化させる機器です。生ごみ処理機を使って、生ごみを堆肥化すれば、ご家庭から出る生ごみを減らすことができます。また、作った堆肥を畑や庭、プランター等で活用することができます。

空き地の雑草は定期的に刈り取りましょう

空き地の所有者および管理者は、草木の繁茂時期に合わせた定期的な除草と冬場の防火および防犯上の観点から枯れ草の除草処分など、年間を通じた適正な土地の管理をお願いいたします。なお、土地所有者等により除草等が行われない場合でも、町が除草することはありません。刈り取った雑草は霞クリーンセンターへ直接搬入するか、燃えるごみ専用袋に入れ所定のごみ集積所に出してください。

▼注意事項：野外での焼却行為は、法律により禁止されています。ご近所の迷惑にもなりますので、刈り取った雑草などは燃やさないでください

犬や猫の飼い主はマナーとルールを守りましょう

飼われている猫がよその家の庭でフンをしたり、犬を散歩させている人がフンを片づけていけないなど、ペットによるフン害が増えています。ペットのフンの始末は飼い主の義務です。周辺の生活環境に配慮した飼い方を心がけてください。

また、犬は一生に 1 回の登録と鑑札を着用すること、狂犬病予防注射を毎年受け注射済票を着用することが義務付けられています。鑑札と注射済票は、登録犬で狂犬病予防注射を受けた犬であることの証明する標識であり、万一飼い犬が迷子になっても飼い主へ戻る目印となりますので、必ず首輪につけておきましょう。



～廃棄物の不法投棄・残土の無許可埋め立て～

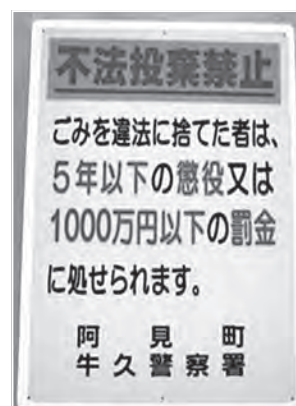
注意！ あなたの土地が狙われています！

廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0281

悪質な業者から金銭の提供や架空のもうけ話等で土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の良くない残土などを埋め立てられる事案が発生しています。こうした被害を防ぐためには、「うまい話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

また、遊休地にいつの間にか不法投棄されていたという事例もあります。道路から奥まった人目につきにくい土地や手入れが行き届かない土地などが狙われています。不法投棄の行為者が不明、もしくは撤去しない場合は土地所有者や管理者が自ら処分することになってしまいます。

防止対策としては、草刈や枝払いをして土地をきれいにしておく・見廻りをする・進入防止柵や不法投棄禁止の看板を設置する等が有効です。右記の『不法投棄禁止』等の看板が必要な場合は、廃棄物対策課（霞クリーンセンター内）までお問い合わせください。



ごみの野焼きは禁止されています

ごみの野焼きは、許可を受けている焼却施設や一部の例外規定を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。十分な設備を持たない簡易焼却炉・ドラム缶・ブロック積み焼却等でごみを焼却することも禁止です。

野焼きは地域の皆さまに「悪臭がする」「洗濯物が汚れる」などの被害を及ぼすことがあるほか、ダイオキシン類の発生源となり、環境汚染の原因にもなります。さらに、火災につながる危険もありますので、絶対にやめましょう。

また、例外規定に該当し、違法ではない野焼きについても、煙等により周辺住民の生活環境へ著しく影響を与えるなど、苦情が寄せられた場合は行政指導の対象となります。その場合には、町環境保全監視員（警察官 OB）等により訪問・指導させていただきます。あらかじめご了承ください。



不法投棄・野焼きを見つけたら不法投棄 110 番（☎ 0120-536-380）へ！

▼受付時間：平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※ 受付時間外は牛久警察署まで

▼問い合わせ：▼牛久警察署 ☎871-0110 ▼県廃棄物対策課 ☎029-301-3033

▼町廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0281

町内クリーン作戦および家庭用使用済み天ぷら油の回収を実施します

『きれいなまちづくり』の推進のため、多くの皆さまのご参加をお願いします。

●期日：11 月 10 日（日） ※雨天予備日 11 月 17 日（日）

●作業内容：①空き缶・空き瓶等のポイ捨てごみの収集②ごみ集積所の清掃等③家庭用使用済み天ぷら油の回収

●その他：▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません▼開始時間等は、各行政区によって時間が異なります▼当日は行政区長、班長などの指示に従い実施してください

※ 5 月 26 日（日）に実施した町内クリーン作戦では、多くの皆さまにご参加いただき、計 8,040 kgのごみを収集することができました。ご協力ありがとうございました

民生委員児童委員 協議会だより



民生委員の
マーク

～退任にあたって～

鈴木3・4班地区担当

斎藤 猛



民生委員・児童委員という

役職の人がいる、ということ
は知っていたものの、仕事の
中身については皆目分かって
いなかった。いわば他人事だ
った。突然その役職を引き受
けることになってしまった。
前任者が病に臥せったため、
その後任として急遽推薦され
たのだ。最初に一通りの説明
は受けたものの、すでに固く
なってしまった頭にはすんな
り入るわけもなく、先輩の委
員に多数の手間をかせさせて
しまった。それでもおぼろげ
に理解するのに約1年半の月
日を費やしてしまった。

そんな私の担当することにな
った鈴木地区は、昔から農
家が多く、お年寄りは大勢い
るものの、二世以上が同居
する家庭がほとんどで、ひと
り暮らしの人は少なく、他地
区の委員さんと比べると申し
訳ないくらい手のかからない
地域でした。地区のお年寄り
と接して感じたことは、皆さ

ん話し相手を欲しているとい
うことです。ですからひとり
暮らしの方に限らず、用事が
あつてお年寄りを訪問する時
には、30分以上の余裕を持っ
て訪問し、ゆつくり話を聞く
ことを心掛けました。

それにしても当初、役場の
社会福祉課と社会福祉協議会
の区別もつかなかった私が、
10年以上にわたり活動できた
のは、地域の皆さん・先輩委
員・関係機関の方々のお力添
えのおかげと感謝しております。
人生の終盤を有意義に過
ごさせて頂きました。ありが
とうございました。

二区北の西地区担当

宇留野 照子



今年は、3年に一度の一斉
改選の年にあたり、6期18年、
微力ながら民生委員・児童委員
をさせていただきましたが、
11月末日をもって退任するこ
とになりました。最後にあたる
3年間は、生活福祉部に所属
し、毎月実施されている定例会

では、専門講師による講座、日
帰りの視察研修などを行い、研
さんを積んでまいりました。

地域の皆さんが抱える課題
が複雑多様化するなか、ひと
り親世帯・単身高齢者世帯が
増加しつつあります。日々の
訪問や見守り活動のなかで、
話を良く聞き、困りごとの相
談に応じ援助を必要とする方
を迅速に専門機関につなげて
あげることが、委員として大
切なことと思います。

孤独感を軽減し、高齢者の
方が住み慣れた地域で安心し
て暮らしていけることを願っ
て、活動をしてまいりました。
社会福祉協議会主催による、ほ
のぼの交流会・日帰りバス旅行・
ふれあい電話等の行事・敬老会
への参加を呼びかけてきまし
た。また、小学校・中学校の入
学式や卒業式、運動会、朝の「あ
いさつ声かけ運動」にも参加し
ております。朝日中地区では、
委員全員で牛久警察防犯協会
所有の青色パトロール車を活
用し、地区内の小学生の下校時
に合わせ見守り、防犯パトロー
ルを年16回行っています。

無事活動できましたのは、
行政、関係機関、民生委員・児
童委員、地区の皆さまの温かい

ご支援とお力添えがあつたか
らです。また、多くの方との出
会いで、いろいろな事を学ばせ
ていただきました。感謝申しあ
げます。地域の皆さまがご健勝
で笑顔で過ごされますことを、
ご祈念いたします。

青宿の東地区担当

安藏 茂



11月末日をもって、2期6
年間の民生委員・児童委員を
退任することになりました。

私は民生委員・児童委員の
何たるかをよく知りもせず
引き受け、問題に遭遇するこ
とに先輩各位のご指導を仰い
で凌いできました。一般的に
はその方々に対するお礼を述
べて挨拶とするものでしょう
が、一般の方々に具体的活動
を紹介すること、および今後
の民児協に希望することを述
べて挨拶とさせていただきます。

まず民児協の活動として、
毎月の定例会、年度替りの総
会で年間活動計画や総括が行
われます。定例会の時には前

月の活動内容報告書を提出し、委員としての技量を高めるための各種講習を受けます。

また、阿見町民児協の活動内容を高めるために、他市町村民児協との交流会を行っています。我が竹来中地区としては、北茨城市・土浦市・つくばみらい市・行方市と交流してきました。

日常生活では、ひとり暮らし高齢者や母子家庭、障害者家庭、生活保護受給者の見守り等があり、昨今は児童虐待の発見と防止などが喫緊の課題となっております。

他にも活動内容は多岐にわたります。そこで今後の民児協においては、活動内容と方法のマニユアル化を進めて頂けたら、これからの民生委員・児童委員の大きな助けになると思います。

青宿の西地区担当

内田 孝雄



民生委員・児童委員を委嘱され、11月で9年の年月が経

ちます。この間多くの事を学びました。生活福祉部会・障害者福祉部会・高齢者福祉部会と多岐にわたり研修会・施設見学等に参加しました。日頃活動していくなかで、今後急激に増加していく高齢者に対応するか、という不安もありました。

色々な事を学習したとはいえ、実際の活動で遭遇するケースは、簡単に対処できるものばかりではありませんでした。幸い諸先輩方のアドバイス、役場や社会福祉協議会等の協力を得ながら問題の解決にあたることができました。民生委員・児童委員として活動していなければ、これほどまでに社会福祉に対する心を寄せることはなかったと思います。

こうした貴重な経験や知識を、退任しても多少なりとも地域の皆様のお役に立てていければと思っております。また、一人でも多くの方が民生委員・児童委員を経験して頂ければ、より良い地域社会が築けるのではないかと思います。

心配ごと、悩みごとをひとりで抱えていませんか？

～あなたの近くにも民生委員・児童委員がいます～

民生委員・児童委員は、あなたの身近な相談相手として、その内容に応じて関係機関への「つなぎ役」になります。どうぞお気軽にご相談ください。

■住民の立場にたって、まちの福祉を担うボランティアです

民生委員・児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。全国共通の制度として、全国どこでも活動しています。(全国に約 23 万人)

■身近な相談相手・見守り役として活動しています

▼身近な相談相手として

住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安など、相談に応じます。そしてその課題が解決できるよう、行政機関をはじめとした関係機関への「つなぎ役」になります。

▼地域の見守り役として

定期的な訪問等を通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りを行っています。

▼子どもたちの安全を守るために

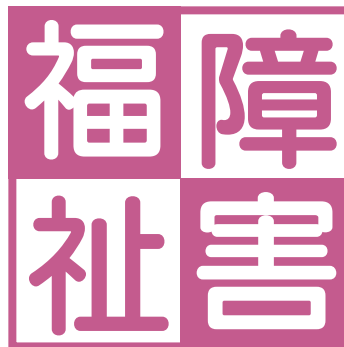
登下校中の子供たちを見守ったり、遊び場の危険箇所を点検するなど、子どもたちの安全を守るための活動を行っています。

※上記活動以外にも、災害に備えた活動や行政への協力などの様々な活動を行っています

■100年の歴史・実績を持つ制度です。安心してご相談ください

民生委員制度は、大正6(1917)年に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、平成29年に100周年を迎えました。100年にわたり、住民の一員として、住民視点にたって安心して住み続けることができる地域づくりに取り組んできました。

毎年12月3日から9日は 障害者週間です



社会福祉課障害福祉係 ☎888-1111 (164・165)

障害者・障害児に関する相談窓口

町社会福祉課障害福祉係では、障害者・障害児に関する相談を受け付けています。その他にも、下記のような相談窓口がありますので、ご活用ください。

町委託相談支援事業所

障害のある人や保護者等から、日常生活の問題や障害福祉サービスの利用等の相談に応じるとともに、必要な助言や情報提供を行っています。

事業所名	住 所	電 話
恵和社会復帰センター	若栗 2585-1	029-887-9833
若草園	阿見 5445-5	029-888-1883
阿見町社会福祉協議会	阿見 4671-1 総合保健福祉会館「さわやかセンター」内	029-887-0084
ほびき園	かすみがうら市牛渡 5513-1	029-898-3661

町委託虐待防止センター

障害者虐待に関する相談・通報の受付を行っています。

事業所名	住 所	電 話
恵和社会復帰センター	若栗 2585-1	090-4245-0271

県の相談窓口

機関名	住 所	電 話	相談内容
県福祉相談センター	水戸市三の丸 1-5-38	029-221-4992	身体障害、知的障害全般に関すること
土浦児童相談所	土浦市下高津 3-14-5	029-821-4595	18歳未満の人の療育手帳や施設入所、その他全般的な相談
土浦保健所	土浦市下高津 2-7-46	029-821-5342	精神保健福祉全般に関すること
精神保健福祉センター	水戸市笠原町 993-2	029-243-2870	精神保健相談や診療、不登校や摂食障害等の思春期相談、アルコール依存症、薬物依存症に関すること
発達障害者支援センター	東茨城郡茨城町小幡北山 2766-37	029-219-1222	自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の発達障害に関すること
高次脳機能障害相談窓口	阿見町阿見 4669-2 茨城県立医療大学内	029-887-2605	高次脳機能障害に関すること
県障害者権利擁護センター	水戸市千波町 1918	029-353-8663	障害者に対する虐待防止のための通報や相談
茨城県障害者差別相談室	水戸市千波町 1918	029-246-6049	障害者の差別に関すること
県ひきこもり相談支援センター	筑西市西方 1790-29	0296-48-6631	さまざまな理由で、長い間自宅以外で活動できない状態の人に関すること

障害者による作品展 12月2日(月)～6日(金)

毎年、12月3日(火)から9日(月)までの7日間は障害者週間です。町では12月2日(月)から6日(金)まで、競場1階ロビーで障害者による作品展を実施します。みなさん、ぜひご来場ください。

●下記の記事では、町にお住まいの障害のある皆さまの活躍をご紹介します

県障害者スポーツ大会開催

5月25日(土)・26日(日)、県内各地で茨城県身体障害者スポーツ大会が開催されました。町からは、陸上競技に染谷章則さん、矢口典正さん、大塚匡浩さんが、ボウリング競技に島田大輔さんがそれぞれ出場しました。



令和元年度地域身体障害者スポーツ大会開催

8月17日(土)、龍ヶ崎市たつのこアリーナにおいて、令和元年度地域身体障害者スポーツ大会を町主催により開催しました。県内の8市町村が参加し、霞ヶ浦高等学校ボランティア同好会・県立医療大学よさこいサークル錦織姫・町内外の福祉事業所など、多くの皆さんにご協力いただき、新しい時代にふさわしい障害を越えた素敵な大会になりました。

▶町代表選手と介助者の皆さん



矢口典正さんが社会福祉自立更生者褒賞に決定しました

10月25日(金)、第69回茨城県社会福祉大会において、町から矢口典正さんが社会福祉自立更生者として県知事表彰を受賞する予定です。おめでとうございます！ この表彰は、障害者がその障害を克服して職務に10年以上従事し、その実績が顕著で他の模範となると認められた場合に授与されるものです。

矢口さんは2004年7月からアカチャンホンポララガーデンつくば店に勤務しています。同店の店長からは「矢口さんは、障害のため、言葉でのコミュニケーションは難しいのですが、現場のレイアウト変更や本人がいない時の対応などについて、文書を作成して提案してくれるので助かります。」とお話しいただきました。



令和2年度

保育施設の利用案内

保育所(園)・認定こども園(幼保連携・幼稚園型)・小規模保育・家庭的保育

子ども家庭課 ☎ 888-1111 (708・116)



令和2年4月1日からの保育施設利用の申し込みを左記のとおり受け付けます。

期間内に申し込まれた人について利用調整を行い、必要性の高い順に利用開始となります。

また、現在利用申し込み中で利用待ちとなっている人も、再度今回の申し込みが必要になりますのでご注意ください。

■対象

●保護者いづれもが次のような『保育の必要な事由』に該当する場合に限ります

① 就労(フルタイムのほか、パートタイム・夜間・自営業等の居宅内労働を含む)

② 妊娠・出産(出産予定月とその前後2か月の計5か月以内)

③ 保護者の疾病・障害

④ 同居または長期入院等をしている親族の介護・看護

⑤ 災害復旧

⑥ 求職活動

⑦ 就学(放送大学・通信制大学等の自宅学習、趣味の講座、カルチャースクールを除く)

⑧ 虐待やDVのおそれがある場合

⑨ その他町が認める場合

※①④⑦については、1か月あたり60時間以上を満たしていることが要件です

■申し込み受付期間

日時：11月22日(金) 23日(土) 午前9時～午後5時

●場所：役場3階301会議室

※先着順ではありません

※原則、利用を希望するお子さまを連れてお越しください。簡単な面接を行います

※都合が悪く、お越しいただくのが難しい人は事前にご連絡ください

※この日以降に申込みを希望される人は二次受付となります
※幼稚園や認定こども園(教育部分)をご希望の人は、別途、希望施設へ利用申込みが必要となります

■申し込み時の必要書類

●子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼利用申込書

●家庭状況調査書

●健康状況表

●保育の必要な事由が分かる書類(左記の項目を参照)

●常勤・パート勤務(内定)証明書

●自営業 自営状況申立書

●農業 農業状況申立書

●出産 申立書・母子手帳の写し

●病気・障害 申立書・診断書等

●病人等の介護 申立書・診断書等

●就学 在学証明書およびカリキュラム

●求職 就労予定申立書

※両親の書類がそれぞれ必要

※同居の祖父母(65歳未満)がいる場合、同居の祖父母等の証明書は必須ではありません。ただし、祖父母等の保育ができない証明書が提出されないと、保育の必要性の優先度について不利になることがあります

※申し込み時の必要書類は、役場1階子ども家庭課にありますので、事前に入手してください(11月1日から配布)。また、町ホームページからダウンロードすることもできます

※家庭状況等によって上記以外の書類の提出をお願いする場合があります

※利用調整方法 後日、書類審査・面接等を実施します。

■利用調整方法

●利用者負担額(保育料) 幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児および非課税世帯の0～2歳児の利用者負担額(保育料)が無料になりました。非課税でない世帯の0～2歳児については、保護者(両親等)の市区町村民税所得割額の合計によって、利用者負担額(保育料)が決まります。

■利用者負担額(保育料)

※令和元年度利用者負担額(保育料)徴収基準による月額の利用者負担額(保育料)は、後

日お知らせします

※そのほかの必要経費は、各利用施設等にてご確認ください

※兄弟分などで利用者負担額保育料に未納がある人は、お支払いのうえお申込みください

■結果の通知

2月上旬ごろに通知を郵送する予定です。

■町外の保育施設を希望される場合

他市町村の保育施設の利用を希望される人は、子ども家庭課に早めにご連絡のうえ、11月14日(木)までに申込書の提出をお願いします。

■一時保育サービス(随時受付)

保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭・ボランティア活動・私的理由など保育できない状況が生じた場合、保育施設で一時的に保育が利用できます。

■実施施設：公立保育所・私立保育園・小規模保育園 虹いろキッズ

●対象：公立保育所は町内在住の満1歳以上の児童で、他の保育施設は各自設定しています

※定員の空き状況により、受け入れできない場合があります

令和2年度4月利用可能児童数(9月末現在見込み)

▼認定こども園は、保育部分のみの人数です

▼施設によって特色や独自の基準がありますので、保育施設を選ぶ際には保育施設を見学し詳細を確認してください
※見学については、各保育施設に電話でお申込みください

▼今後人数に変動が生じる可能性があります。ご了承ください

(単位:人)

保育施設名	施設の種類	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	所在地	電話番号
中郷保育所	公立 保育所	6	12	7	1	0	0	阿見 4002-5	887-3331
南平台保育所		6	7	0	7	5	0	南平台 1-31-6	840-2081
二区保育所		3	10	5	0	0	2	うずら野 1-29-11	841-2301
あゆみ保育園	私立 保育園	8	6	0	5	2	0	阿見 4958-5	888-3681
阿見ひかり保育園		12	0	6	2	9	4	曙 247-1	879-5155
さくら保育園		9	13	3	0	0	0	荒川本郷 2033-336	896-3678
阿見きらり保育園		12	9	0	4	1	2	荒川本郷 1916-3	875-8135
阿見認定こども園	幼保連携型 認定こども園	3	4	4	1	2	0	阿見 5205-2	887-7388
認定こども園 ふたば幼稚園	幼稚園型	—	—	—	3	0	0	岡崎 3-2-1	887-0055
認定こども園 阿見みどり幼稚園	認定こども園	—	—	—	0	0	0	鈴木 25-10	887-7471
小規模保育園 虹いろキッズ	小規模 保育	2	6	1	—	—	—	鈴木 59-4	893-2273
ニチキッズ あみ保育室		6	0	1	—	—	—	阿見 3962-6	891-0855
キッズハウスにじの森		3	1	0	—	—	—	うずら野 1-34-13	845-7654
まるこのうち	家庭的保育	1			—	—	—	廻戸 272-3	090-7946-1263
にこちゃんランド		1			—	—	—	阿見 246	070-3996-1647
ふらわあばすけっと		2			—	—	—	中央 6-19-28	888-9617

※年齢の基準は令和2年4月2日時点 ※二区保育所の1歳児は分室のみ受け入れ

施設の種類の

●特定教育・保育施設

幼稚園	3歳から就学前まで	さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習基盤を培うことができる施設※
保育所(園)	0歳から就学前まで	就労等のため、家庭で保育できないおおむね生後8週から小学校就学前児童を対象に、保護者に代わって保育する施設 ▼町内の公立保育所・私立保育園
認定こども園	①幼稚園型:3歳~就学前まで ②幼保連携型:0歳から就学前まで	『幼稚園(教育部分)』『保育所(園)(保育部分)』の機能や特長を併せ持つ施設 ①認定こども園 ふたば幼稚園・認定こども園 阿見みどり幼稚園 ②阿見認定こども園

※荒川沖幼稚園は、特定教育・保育施設に入らない従来型の幼稚園です。利用の際に下記の支給認定は必要ありません

●特定地域型保育事業

家庭的保育	3歳未満	少人数(3人まで)で、家庭的な雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います ▼まるこのうち▼にこちゃんランド▼ふらわあばすけっと
小規模保育		少人数(19人まで)で、家庭的保育に近い雰囲気のもときめ細やかな保育を行います ▼小規模保育園 虹いろキッズ▼ニチキッズあみ保育室▼キッズハウスにじの森

※上記を利用し3歳以降になった場合は、連携施設等に入園する際に優先措置があります

支給認定について

●保育の必要性の有無や必要量などにより、教育・保育施設の利用先の選択・保育時間の区分を決定します

認定区分	1号認定	満3歳以上で、保育の必要がなく、教育を希望している場合(教育標準時間認定)	▼幼稚園 ▼認定こども園(教育部分)
	2号認定	満3歳以上で、『保育を必要な事由』に該当し、保育所(園)等での保育を希望している場合(保育認定)	▼保育所(園) ▼認定こども園(保育部分)
	3号認定	満3歳未満で、『保育を必要な事由』に該当し、保育所(園)等での保育を希望している場合(保育認定)	▼保育所(園)▼認定こども園(保育部分) ▼地域型保育事業(家庭的保育小規模保育等)

●2号・3号認定については、さらに保育の必要量に応じて区分が2つに分かれます

保育標準時間	1日11時間まで利用可能。両親のいずれも就労時間が月120時間以上の場合
保育短時間	1日8時間まで利用可能。両親またはいずれかの就労時間が月60時間以上120時間未満の場合

※認定については、利用の申込みと同時にを行います(認定証は2月上旬ごろに郵送予定です)

令和 2 年度

放課後子ども教室 参加者募集



子ども家庭課 ☎888-1111(119)

町では、放課後に子どもたちの安全で健やかな活動をする場を設け、地域の皆さんの参画を得てさまざまな体験活動や交流活動を実施し、子どもたちの成長を支援・推進するために『放課後子ども教室』を開設しています。開設場所は下記のとおり町内の各小学校7校で、それぞれの学校内専用教室および体育館やグラウンドで活動します。

■内容

▼開設日時 週1回・下校時～午後4時45分まで

- ▼開設場所
- ▼阿見小学校放課後子ども教室
 - ▼阿見第一小学校放課後子ども教室
 - ▼本郷小学校放課後子ども教室
 - ▼阿見第二小学校放課後子ども教室
 - ▼君原小学校放課後子ども教室
 - ▼あさひ小学校放課後子ども教室
 - ▼舟島小学校放課後子ども教室

▼対象 小学校新1年生～6年生のすべての児童

■申し込み

令和2年度は6月から開設されます。ご利用を希望される人は、下記のとおりお申し込みください。

▼日時 11月22日(金)・23日(土) 午前9時～午後5時

▼場所 役場3階305①会議室

▼費用 保護者負担金年額730円(年間傷害保険料として受付当日に徴収します)

▼申込方法 『入会申込書』に必要事項を記入して申し込む

▼その他 祝日、各学校振替休業日、長期休み(夏・冬・春休み)、天候等で臨時休校となった日は、休会日となります

▼問合せ 子ども家庭課 ☎888-1111(119)

※町ホームページ (<http://www.town.ami.lg.jp/0000000430.html>) にも掲載しています

町母子寡婦福祉会に入会してみませんか？

町母子寡婦福祉会では、研修会や楽しい親子の集いなどを行ったり、母子家庭および寡婦に必要なさまざまなことを共有したりして、会員の教養や親睦を図っています。

同じ境遇にある人たちが一堂に会し、話し合い、励まし合い、親睦を深めるためにも皆さんの入会をお待ちしています。年会費は一人1,000円です。

『児童手当現況届』および『児童扶養手当現況届』の提出はお済みですか？

児童手当を受給している人は、現況届の提出が必要です。6月に町から送付した『児童手当現況届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても6月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

また、児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に、前年の所得と養育関係を確認する現況届を提出することになっています。8月に町から送付した『児童扶養手当現況届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても11月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

令和 2 年度

放課後児童クラブ入会案内

町では、保護者が日中家庭にいない小学校児童（留守家庭児童）を対象に放課後児童クラブを開設しています。

Jido Club

子ども家庭課 ☎888-1111(119)

放課後児童クラブ一覧

(単位:人)

名 称	場 所	定員
阿見小学校区放課後児童クラブ	阿見小学校敷地内専用施設	120
本郷小学校区放課後児童クラブ	本郷小学校敷地内専用施設	120
君原小学校区放課後児童クラブ	君原小学校	30
舟島小学校区放課後児童クラブ	舟島小学校敷地内専用施設	120
阿見第一小学校区放課後児童クラブ	阿見第一小学校敷地内専用施設	120
阿見第二小学校区放課後児童クラブ	阿見第二小学校	50
あさひ小学校区放課後児童クラブ	あさひ小学校敷地内専用施設および学校施設	160

共通事項

- ▼期 間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
- ▼時 間 月～金曜日:下校時～午後 7 時
※休校日にクラブを実施する日(春・夏・冬休み、土曜日、創立記念日、振替休日等):午前 7 時 30 分～午後 7 時
- ▼対 象 保護者が日中家庭にいない小学校児童(留守家庭児童)で、各小学校の新 1 年生～6 年生
- ▼費 用 保護者負担月額 4,000 円
- ▼休 会 日 日曜日・祝日・年末年始・天候等で臨時休校となった日

申し込み

- ▼受付日時 ①新規:11 月 22 日(金)・23 日(土)午前 9 時～午後 5 時(兄弟で継続の児童がいる場合も新規の日時・場所で申し込む)
②継続:12 月 2 日(月)～6 日(金)クラブ開会時間内
- ▼受付場所 ①新規:役場 3 階 305 ①会議室
②継続:各放課後児童クラブ
- ▼申込方法 入会申請書・勤務証明書等に必要事項を記入し、書類が一式そろってから申し込む。用紙は役場 1 階子ども家庭課・各児童クラブにあります(11 月から配布)
※祖父母が同居の場合は祖父母の勤務証明等も必要(令和 2 年 4 月 1 日現在 65 歳以上の人は不要)
- ▼そ の 他 ▼定員を超えた場合、入会を一時見合わせていただく場合があります
▼長期休み(春・夏・冬休み)のみ利用する場合も受付期間中にお申し込みください
▼入会の可否を 2 月上旬ごろ郵送等で通知します
▼保護者負担金の日割り計算は行いません
▼申し込み時に放課後児童クラブ保護者負担金に未納がある人は入会をお断りする場合があります
- ▼問 合 せ 子ども家庭課 ☎888-1111(119)
※町ホームページ(<http://www.town.ami.lg.jp/0000000367.html>)にも掲載しています

11月は児童虐待防止月間です!

～気づくのは あなたと地域の 心の目～

子ども家庭課 ☎888-1111 (118・119)

ここ数年、児童虐待のニュースは連日のように報道され、深刻な事件も後を絶ちません。全国的にも相談対応件数は増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

■児童虐待とは・・・

保護者が子どもの心や体を傷つけ、成長や発達を妨げる行為のことであり、大まかに4つの種類に分けられます。どの種類においても、子どもの心身に深刻な影響を与え、最悪の場合は死に至ることもあります。

身体的虐待	殴る・蹴る・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる・溺れさせるなど
性的虐待	子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める・食事を与えない・ひどく不潔にする・自動車の中に放置する・重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し・無視・きょうだい間での差別的扱い・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

■「虐待かも?」と思ったら・・・

虐待が疑われるサインの一例です。おかしいな?と思ったら、通告や相談をお願いします。

子どもの様子	保護者・家庭の様子
▼服装が季節にそぐわない ▼いつも衣服や体が汚れている ▼不自然な傷・あざ・やけどが多い ▼表情が乏しい、大人におびえている ▼落ち着きがなく、乱暴な行動が多い ▼夜遅くまで一人で歩いている	▼いつも親の怒鳴り声や子どもの泣き声がする ▼子どもがケガをしたり、病気になっても病院へ連れて行かない ▼子どもを置いたまま外出している ▼家の内外にゴミが散らかり、異臭がしている ▼地域との交流がなく、孤立している

「しつけかもしれない」「間違いだったら失礼」「仕返しされるかも」など、抵抗や不安がある人も多いと思いますが、個人が特定されないよう秘密は守られます(匿名でも大丈夫です)。

通告や相談は、子どもを守るためだけではなく、虐待をしている保護者への支援にもつながります。

■子育てに悩んだら・・・

育児に不安がある、協力してもらえない家族がいない、相談できる人がいない、イライラして子どもに手をあげてしまいそう・・・など、児童虐待につながりかねないリスクは、どの家庭にも存在します。

一人で行き詰まってしまって苦しいときには、匿名でも構いませんので、下記の相談窓口・ダイヤルまでご相談ください。

専門の相談員がお話を伺います。

■通告・相談窓口

いばらき虐待ホットライン	☎0293-22-0293 (24時間対応)
児童相談所全国共通ダイヤル	☎189
役場子ども家庭課	☎888-1111 (土・日・祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分)

※生命の危険があると思われる場合は警察へ110番をお願いします

児童虐待防止シンボルマーク

オレンジリボンマークには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

このリボンを胸に着けることで、子育てをあたたく見守り、子育てのお手伝いをする意志があることを示します。



里親になりませんか？

～子どもが健やかに育つ場を～

子ども家庭課 ☎888-1111 (118・119)

子どもの成長には、家庭で暮らす時間や経験がとても大きな役割を担っています。ところが今、さまざまな事情で自分の家族と暮らせない子どもたちがいます。子どもたちを自分の家に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解でその成長をサポートする人が、「里親」です。

子どもたちの健全な成長のため、そして明るい未来のために、あなたも里親になりませんか？

里親家庭を募集しています

里親制度は、健やかな育ちの場を求める『子どものため』の制度です。里親には下記の4つの種類があります。

養育里親

家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親です

養子縁組を希望する里親

養子縁組によって、子どもの養親になることを希望する里親です

専門里親

養育里親のうち、虐待や非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です

親族里親

実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などを必要とする子どもを養育する里親です

里親制度説明会開催

里親制度に関心を持たれた人は、下記問い合わせまでご相談ください。また、下記日程で里親制度説明会を開催します。

▼日時: 11月22日(金) 午前10時から

▼場所: つくば同仁会子どもセンター
つくば市高崎 802-1

▼内容: 里親制度の説明、里親の体験談、児童相談所講話

問い合わせ

つくば同仁会 ☎029-875-3451

里親への各種支援

里親には迎え入れた子どもの養育費として里親手当・生活費・学校教育費・子ども医療費などが支給されます。子育ての経験がなくても、必要な知識などは登録前の研修で身に付けることができますし、児童相談所や児童福祉施設の職員が電話や訪問により、疑問や悩みをお聞きし一緒に解決方法を考えます。さらに地域の里親会による支援や交流活動もあります。

里親になるまでのステップ

相談

里親になりたい人は、管轄の児童相談所に相談します



基礎研修

里親に関する基本的な研修を受講します



認定前研修

基礎研修を終了し、概要を理解したうえで、認定前研修を受講します



申請書提出

管轄の児童相談所に申請書を提出します



調査・審議認定・登録

家庭訪問等の調査をして、県社会福祉審議会の意見を聞いたうえで、適当と認めた人を里親として認定し、里親名簿に登録します



更新

養育里親は5年、専門里親は2年ごとに更新研修を受講します

ジェネリック医薬品 をご存じですか？

（国保年金課国保係 ☎888-1111（131～133））

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と成分や規格等が同一であるとして承認される後発医薬品のことです。近年の高齢化の進行や医療の高度化により、年々医療費が増加している現状に対応するための対策の一つとして、町国保では『ジェネリック医薬品』に注目しています。

ジェネリック医薬品はなぜ価格が安いのですか？

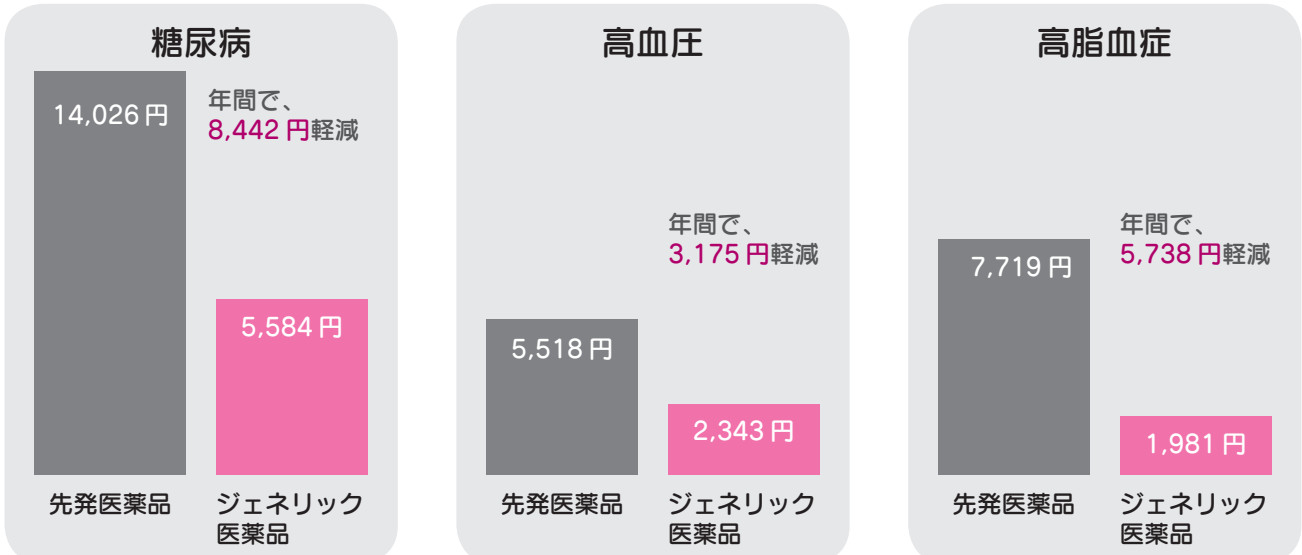
先発医薬品は、成分の開発、有効性や安全性の確認などのため長い開発期間と膨大な開発費がかかります。これに対し、ジェネリック医薬品はすでに臨床で使われて有効性や安全性が確認された薬を製造するため、コストが少なくすみ、先発医薬品と比較して価格が約2割～7割安くなります。

ジェネリック医薬品を使うと自己負担はどのくらい安くなるの？

一概にいくら安くなるとは言えませんが、代表的な生活習慣病の薬代を比較すると次のようになります。生活習慣病や慢性疾患で長期間薬を飲んでいる人ほど、自己負担の軽減につながります。

▼例：それぞれ代表的な薬1種類を1年間服用したと仮定（平成30年4月改正の薬価基準より計算）

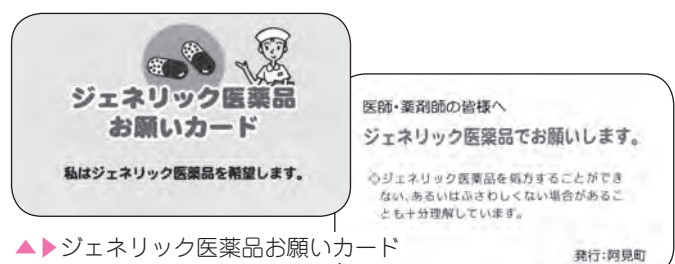
※薬代のみ。技術料などは含まない。3割負担の場合



※医薬品の価格が下がっても自己負担額が先発医薬品使用時と変わらないか、上がる場合もあります（自己負担額には医薬品の価格のほかに技術料などが含まれるため）

「ジェネリック医薬品を処方してください」と言いにくいときは？

町国保では、『ジェネリック医薬品お願いカード』を作成しています。受診の際『ジェネリック医薬品』での処方を言葉でお願いしにくいような時は、このお願いカードを医師または薬剤師に提示してください。ただし、ジェネリック医薬品を処方することができない場合などもありますので、医師や薬剤師の指示に従ってください。



感染症に注意しましょう ～正しい知識は予防の一步～

健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2940

ノロウイルスによる感染症胃腸炎・食中毒にご注意！

冬季はノロウイルスなどのウイルスによる感染症や食中毒が頻繁に発生します。ノロウイルスは、口から体内に入り感染します。調理前・食事前・トイレ後等には、必ず石けんで手を洗いましょう。また、患者さんから周囲への感染を防ぐための対応をしましょう。

■ノロウイルスなどに感染すると

潜伏期間（感染してから発症するまでの時間）は、約24～48時間、主な症状は、吐き気・おう吐・下痢・腹痛で、発熱は軽度です。通常、これらの症状が1～2日続いた後に治ります。感染しても発症しない場合もあります。なお、ノロウイルスは、何度でも感染します。症状が消えても数日～1か月近く、ウイルスがふん便とともに排出されます。子どもやお年寄りなど抵抗力が弱い人は特に注意してください。

■感染の予防や拡大を防ぐには

①石けんで手をよく洗う

感染予防の基本は「手洗い」です。石けんを用い、30秒以上洗いましょう

②患者さんのふん便やおう吐物には直接触れない

患者さんのふん便やおう吐物には、大量のウイルスが含まれています。汚染物の処理をする場合は、使い捨てエプロン・手袋・マスクを着用しましょう

③汚染された場所や衣類などは消毒する

食器・衣類の消毒には0.02%、ふん便・おう吐物除去後の消毒には0.1%の塩素系消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）で10分つけて消毒します。家庭用消毒剤で代用できます※塩素系消毒剤を使って、手指などの体の消毒をすることは絶対にしないでください。また、塩素系消毒剤に酸性物質を混ぜると有毒ガスが発生し、大変危険ですので注意してください

④加熱調理の徹底

カキやアサリなどの2枚貝の加熱調理（食品の中心部を85～90度ほどで90秒間以上加熱する）の徹底

●詳しくは、県感染症情報センターホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/>）をご覧ください

インフルエンザウイルスの感染にご注意！

インフルエンザは「インフルエンザウイルス」を原因とする感染症で、1～3月の冬季をピークに発生します

■インフルエンザに感染すると

インフルエンザに感染した場合、約1～3日の潜伏期間の後、症状が出現します。症状はのどの痛み・鼻汁・咳などの症状もみられますが、38℃以上の高熱、頭痛、関節痛・筋肉痛、全身のだるさ（倦怠感）等が比較的急速に同時に現れる特徴があります。通常は10日前後で症状が落ち着きます。小児ではまれに急性脳症を、高齢者や免疫力の低下している人では肺炎を伴う等、重症になることがあるので注意が必要です。

■感染の予防や拡大を防ぐには

①帰宅時の手洗い・うがい

石けんで手をよく洗い、うがいをします。感染予防の基本は「手洗い」です。石けんを用い、30秒以上洗いましょう

②咳エチケット

咳・くしゃみの際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむけましょう。使用後のティッシュはすぐにフタ付きのゴミ箱に捨てます。症状のある人はマスクを正しく着用し、感染防止に努めましょう

③インフルエンザの予防接種を受ける

重症防止に有効といわれていますので、流行前に予防接種を受けましょう

④十分な休養と栄養摂取

十分な休養と栄養摂取により体力や免疫力を高めましょう

⑤人混みや繁華街への外出は控え、外出時はマスクを着用する

流行時にはなるべく人ごみ等への外出を控えましょう。マスクの着用は効果があります

⑥適切な湿度の保持

空気が乾燥しているとインフルエンザにかかりやすくなります。室内では、加湿器等を使い、湿度50～60%を保ち乾燥に注意しましょう

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

収蔵資料展「予科練の心情手紙と日記を読む」開催

収蔵資料展を開催します。今回は、収蔵資料展として引き続き開催展示している町（当時：阿見村）出身の予科練習生木村孝正さんの日記全文と、常設展3室「心情」に収録しきれなかった手紙を読んでもいただけるように展示します。

▼期 日：10月4日（金）～12月15日（日）まで

※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館

▼時 間：午前9時～午後5時（入館は4時30分まで）

▼場 所：予科練平和記念館 20世紀ホール

▼観覧料：常設展チケットで観覧可

木村孝正さんの日記の一部▶



無料開館日（茨城県民の日）

茨城県民の日に合わせて、予科練平和記念館を無料開館します。

茨城県民の日は、郷土の歴史を知り、自治の意識を高め、私たちのより豊かな生活と県の躍進を願う日として、昭和43（1968）年に、県の条例により定められました。

これを機に予科練平和記念館にお越しいただき、当時のことを知る機会としていただければ幸いです。

▼期 日：11月13日（水）

▼時 間：午前9時～午後5時（入館時間は午後4時30分まで）

『零戦』実物大模型を展示しています

予科練平和記念館開館5周年記念事業で製作した、実物大『零式艦上戦闘機二一型』模型を展示しています。毎週日曜日および祝日に、格納庫前に引き出して展示しています。ぜひご覧ください。

▼公開日：開館日に公開 ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館。雨天および強風の場合は公開中止

▼時 間：午前9時～午後4時30分

▼場 所：予科練平和記念館隣接の格納庫および格納庫前

▼観覧料：無料



▲実物大で再現された『零戦』

◎学芸員のつぶやき

今回は海軍ではなく、陸軍の少年航空兵のお話です。海軍に予科練制度があったように、陸軍にも「陸軍少年飛行兵」という制度がありました。予科練の第1期生が神奈川県横須賀市の海軍航空隊へ入隊したのは昭和5（1930）年のことですが、陸軍ではそれに遅れて昭和8（1933）年に、埼玉県所沢町（現：所沢市）の所沢陸軍飛行学校へ第1期生が入校します。予科練同様こちらも人気があったようで、応募者は「操縦」コースの生徒が3336人。「技術」コースの生徒が6398人。試験を突破した合格者は「操縦」70人、「技術」100人なので、競争倍率は「操縦」は約47.7倍、「技術」は約64倍。現在の大学受験とは比べ物にならない高倍率です。当時の少年たちの飛行機に対する思いが見て取れます。

阿見町の文化財・文学紹介

11月号

生涯学習課（中央公民館内） ☎888-2526

文学紹介「下村千秋の作品を読んでカーチャ」

美しい愛。まさに、純愛と呼ぶにふさわしい。
カーチャ17歳。実に可愛らしく、表現の妙が感じられる。



これは満州に一軍人として駐屯した若者が、ロシア革命によって故国を逃れ、流亡の生活をしている一少女との間のほんの一コマの物語りながら、よい読み物で、一幅の絵を見るようである。

情景、風景描写に優れている。

▼引用元：平成24年刊行「下村千秋の世界」
所収 筆者：坂本達雄

お知らせ第一回「文芸あみ」

釣竿をへし折る勇気夏の喜

平野要（阿見）

長年、手にした釣竿を他にも譲らず手にかけるのはこの季節しかないかもしれない、と思いました。

俳句をはじめ、短歌、川柳はもちろん、随筆（400字以内）など思いのままに投稿下さい。各月末の締切です

▼募集ジャンル 俳句、短歌、川柳、等

▼募集方法 住所・氏名・年齢・電話番号・作品制作時の思いや状況・発表する際の名前（ペンネーム等）を記載し、左記へ郵送・直接持参・ファクシミリのいずれかで申し込む
※随時受付、様式は自由、個人情報厳守します

▼申込先 〒300-0033 阿見町若栗
1886-1 生涯学習課（中央公民館） 文化財係 ☎888-2526 ■888-0032

団体紹介「欽萃会」

かすみ公民館などで月2回ほどお稽古しています。
発表会では日ごろの成果をお見せしています。
若い人もどうぞご参加ください。

※入会ご希望の人は、文化協会会員、または文化協会事務局（生涯学習課 ☎888-2526）にご連絡ください。

文化協会には1人から加入できます。いつでも、お気軽にお問い合わせください。皆様のご参加を心よりお待ちしております



文化財紹介「鉄斧形土製品・墨書土器」

このたび、町指定文化財に2件が追加されました。ご紹介します（ともに町教育委員会所蔵）。

●鉄斧形土製品

吉原向遺跡発掘調査で出土した古墳時代中期の袋状鉄斧の形をまねたものです。祭祀やまじないに使われ、本物に似せるための工夫が随所に凝らされ、大変丁寧に作られています。斧形土製品の出土は県内では初めて、全国でも7例しかない大変貴重な資料です。

●墨書土器

小作遺跡発掘調査で出土した平安時代前期の素焼き土器です。坏の内面に草仮名文字による文章が墨書され、和歌や長歌の一部ではないかと考えられています。当時の都の文化や、稲敷地域への仮名文字の普及を示す資料として大変貴重です。



〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり

住まいのことなら 美都住建へ

【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

～自分らしい生活～
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○封鎖は、バリアフリー

～健康・快適住宅～
抗酸化工法の家
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいい家

●新築住宅に関する事は 美都住建 検索

建築業知事免許（般-29）第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10
（株）美都住建 TEL.029-842-7196
【阿見店】阿見町中央1-5-32

住まいのことなら

LIXILリフォームショップ

茨城県知事免許（5）第5548号

有限会社 美都住建

＜住まいの相談室＞
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

＜不動産のご相談＞
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央1-5-32
TEL.029-891-2200



まちの できごと

戸島皇継さん テコンドー世界大会優勝

8月24日～30日、『第21回ITF世界テコンドー選手権大会（開催：ブルガリア・プロウディフ）』において、町内在住の戸島皇継さんが、ベテラン団体トゥル（型）の部で優勝、ベテラン団体マッソギ（組手）の部で準優勝、大会総合優勝の成績を収めました。戸島さんは平成21年に開催された同大会でもベスト8に入賞されています。おめでとうございます。



茨城大学連携公開講座 開催

茨城大学農学部附属国際フイールド農学センターで、茨城大学連携公開講座が開催されました。

講座は、6月から8月までの期間で5回開催され、延べ124人が参加されました。受講生のみなさんは終始和やかな雰囲気の中、小松崎将一先生の専門的な深い見識による、農業や作物栽培のノウハウを学習しました。



百歳の長寿をお祝いして 褒状・記念品贈呈

10月8日、満百歳を迎えられる人の長寿を祝い、多年にわたる社会の発展に寄与されたことに感謝の意を表するため、敬老の日記念事業として国・県・町から褒状や記念品が贈られ、表彰が行われました。表彰を受けた人は、（写真右から）浅野好さん、塩谷末子さん、篠崎いせさん、筑後ヨシエさん、野口けいさん、中野内ツヤさん、三浦きよ子さん、原品八重子さんです。皆さんおめでとうございます。



浅野好さん



塩谷末子さん



篠崎いせさん



筑後ヨシエさん



長井佳子さん



中野内ツヤさん



野口けいさん



原品八重子さん



三浦きよ子さん

〈広告欄〉

居酒屋 娯衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日
阿見町岡崎1-12-7

電話 887-1147
FAX 887-0970

住まいに関わる事ならお任せ下さい

新築

リフォーム

リノベーション

不動産買取販売

TEL.029-888-6119

株式会社 ネロ・デザイン

http://www.nelldesign-iecoco.com/

稲敷郡阿見町中央4-8-19 ウイングテナント中央102



インフォメーション

インフォメーション

お知らせ プレミアム付商品券 お申し込みはお早めに！

プレミアム付商品券（低所得者・子育て世帯対象）の購入に当たり必要になる『購入引換券』の申請期間は11月29日（金）までです。お手続きはお早めにお願います。

▼申請期間 11月29日（金）まで

▼対象 ①住民税が課税されて

いない人 平成31年1月1日時点で町の住民基本台帳に登録されており、令和元年度の町民税が非課税の人（町民税課税者の生計同一の配偶者扶養親族、生活保護者等を除く）

②小さな乳幼児のいる子育て世帯の世帯主の人 平成28年4月2日から令和元年9月30日まで

に生まれたお子さまがいる世帯の世帯主 ※②の世帯には9月中旬ごろより順次『購入引換券』を郵送しています。

申請の必要はありません

▼申込方法 『購入引換券』の交付申請書は7月中旬に送付済みです。必要事項を記入し、同封の封筒でご返送ください※紛失等によりお手元に交付申請書がない場合は再発行し

ます

▼購入限度額 ①②ともに、対象者1人につき商品券

250000円分まで購入可能 ※1セット50000円分（50000円分×10枚）の商品券を40000円で販売します

▼購入場所 役場プレミアム付商品券窓口

▼購入可能期間 令和2年2月28日（金）まで ※土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

▼購入方法 購入引換券・本人確認書類を持参ください

▼利用店舗 町内190店舗とあみプレミアム・アウトレット全店で利用できます。最新の取扱店一覧は町商工会ホームページ（<https://amishoko.com>）をご覧ください

▼利用可能期間 令和2年2月29日（土）まで

■プレミアム付商品券窓口
☎888-1111（752・753）

募集 町シルバー人材センター から①②

①入会説明会開催

▼期日 11月5日（火）

▼時間 午前9時30分から1時間程度

▼場所 町シルバー人材センター（総合保健福祉会館『さわ

やかセンター』別館）

▼対象 当センターの趣旨に賛同し健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人（入会承認制）

②店舗業務補助スタッフ講習受講者募集

町シルバー人材センターでは、高齢者の就業を支援するために、厚生労働省茨城労働局の委託を受けて左記講習会を実施します。

▼期日 12月9日（月）～11日（水）の3日間

▼時間 午前10時～午後4時

▼場所 土浦市シルバー人材センター会議室（土浦市東真鍋町）

▼内容 流通分野に関する基礎知識や接遇について学び、スーパーマーケット等の店舗補助業務での就業を目指す

▼対象 町シルバー人材センターの会員でない満60歳以上の高齢者で、町シルバー人材センターの会員になって就業でき、全日程に参加可能な人

▼募集人数 10人

▼受講料 無料

▼申込方法 町シルバー人材センターに直接申し込む

▼申込期間 11月25日（月）まで

※延長の可能性あり

■（公社）町シルバー人材センター
☎888-2036

阿見町議会報告会を開催します

阿見町議会では、阿見町議会基本条例に基づき、議会報告会を開催します。

議会報告会は、町民に開かれた議会を目指して、議会の活動状況や議会に関する情報を町民の皆さんにお伝えし、ご意見を伺います。

申し込みは不要ですので、お気軽にお越しください。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

▼期日 11月10日（日）

▼時間 午前10時～正午

▼場所 君原公民館研修室

▼内容 9月定例会で審議された内容をご報告します

■議会事務局 ☎888-1111（330）

〈広告欄〉

夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～

<推薦入試> 1月9日 <一般入試> 1月19日
<入試説明会> 11月2日（土）午後より
11月23日（土）
※お申し込み方法については、ホームページをご覧ください。

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <https://www.kasumi.ed.jp>

輝く笑顔は充実の証

<専願入試> 11月30日・12月14日
国・数・作文・面接（保護者同伴）
<一般入試> 12月14日
1月18日
適性検査型
国・数・面接（保護者同伴）

霞ヶ浦高等学校附属中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <https://www.kasumi.ed.jp/junior/>

インフォメーション

お知らせ「愛の募金運動」ご協力ありがとうございました

町更生保護女性会の会は、次代を担う青少年の健全育成に努めるとともに、社会を明るくする運動や子育て支援、矯正施設の支援活動に協力し、犯罪のない住みよい地域づくりを目指して活動している団体です。

今年も県更生保護女性連盟の一事業として愛の募金運動を実施しました。寄せられた募金は286000円になりました。

この大切な募金は、刑務所・少年院等の更生施設などに寄付させていただきます。また、本会の地域での活動にも使わせていただいております。募金活動にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

社会福祉課 社会福祉係
888-1111(163)

町国際交流協会から お知らせ English cafe 開催

地元に住む外国人の皆さんと英語でお話ししませんか?
英会話力を磨きたい学生・社会人や町民と接してみたい留学

生の皆さん、いろいろな国に友人を作りたいあなたも、気軽に遊びに来てください。

期日 11月17日(日)

時間 午前10時～正午

場所 茨城大学阿見キャンパス 国際交流会館セミナー室

対象 町国際交流協会会員 または町内在住・在勤・在学の人

募集人数 20人(定員で締切)

参加料 無料

持参品 うわばき(スリッパなど)

申込方法 電話で左記に申し込む

申込期間 11月14日(木)まで

町国際交流協会 888-1111(292) ※土日・祝日を除く

募集 1「パン作り体験」2「豆腐作り体験」参加者募集

茨城大学農学部において「1」パン作り体験「2」豆腐作り体験を実施します。小学生と保護者の皆さんの参加をお待ちしています。

1 パン作り体験

期日 12月1日(日)

時間 1 午前9時から 2 午後1時から

募集人数 ①②ともに14人(定員で締切)

参加料 1人300円

申込期間 11月24日(日)まで

2 豆腐作り体験

期日 12月8日(日)

時間 1 午前9時から 2 午後1時から

募集人数 ①②ともに4組(1組につき2～3人、定員で締切)

参加料 1組300円

申込期間 11月24日(日)まで

場所 茨城大学農学部附属国際フィールド農学センター

対象 小学3年生以上とその保護者

申込方法 左記ホームページまたはメールで申し込む

茨城大学農学部附属国際フィールド農学センター

888-8702

http://farm1.agr.ibaraki.ac.jp/m4-2html

fsc-mousukomi@ml.ibaraki.ac.jp

お知らせ いばらき保育人材バンク

県では、人材派遣会社のマンパワーグループとタイアップし「いばらき保育人材バンク」を設置し、保育のお仕事に関わりたい人を応援しています。

結婚や出産などで保育士を離職中の人・復職を検討されている人・保育士の資格はないが保育の仕事に興味がある人はぜひご相談ください。皆さん

の希望に合った保育施設をご紹介します。

また、バンクにより保育士として職場復帰に不安のある人を対象とした復職者向けセミナーを行うほか、資格が無い人には保育士資格の取得を支援します。

ぜひお問い合わせください。

県子ども未来課 029-301-3252 マンパワーグループ(株)つくば支店 0120-604-148

募集 アルコール依存症研修会

アルコール依存症の早期治療のためには、医療関係者・支援機関・市民の皆さんのアルコール依存症への深い理解など、多機関連携による支援が必要で、このたび、土浦保健所と竜ヶ崎保健所の合同で、研修会を開催します。ぜひご参加ください。

期日 11月18日(月)

時間 午後2時～4時(受付:1時30分から)

場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」大会議室

募集人数 80人

申込方法 電話で左記に申し込む

申込期間 11月11日(月)まで

県土浦保健所保健指導課 82-1-5516

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売

高齢者向け住宅改修工事請負

株式会社 樹里 介護事業部

〒300-0333 阿見町若栗1766-3
TEL:887-3421 FAX:887-3422

介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。

想い伝える贈りもの

サタ館 阿見中央店

TEL:840-2438

「樹里」店内に併設

家具の店 **樹里**

TEL:887-3421

一般家庭用家具からオーダー家具まで



代々
市民活動講演 交流会開催

幅広い世代の皆さんに市民活動への興味を持っていただくために、市民活動講演 交流会を開催します。

▼期日 11月16日(土)

▼時間 午前9時30分～正午

▼場所 中央公民館3階集会室

▼内容 ▼第1部講演会:ヤングからシニアまでつながる市民活動(講師:大野覚氏)

▼第2部活動紹介:町内で活躍されている左記団体の皆さんに活動をご紹介いただきます

▼NPO法人ハチドリ

▼NPO法人茨城県・犬猫共存推進会

▼NPO法人アニマルセラピー協会

▼第3部交流会:参加者全員での交流会を開催します。

すでに活動をされている人や活動に興味を持っている人など、多くの皆さんの参加をお待ちしています

▼その他 事前申込不要

▼町民活動センター ☎888-2051

募集
「令和元年度町人権啓発講演会」開催

町では、人権問題をより身近

なものに感じていただき、興味を持っていただくために左記講演会を開催します。

▼期日 12月8日(日)

▼時間 午後1時45分から(開場:1時15分)

▼場所 本郷ふれあいセンター

▼内容 講演:周りの人や社会への思いやり/国や人種が違っても

▼講師 ダニエルカール氏(タレント)

▼その他 入場料無料・要事前申込(申込方法は町ホームページまたは各公共施設設置のチラシをご覧ください)

▼総務課 ☎888-1111 (215)

募集
自衛官募集

陸上自衛隊高等工学校生徒

▼受験資格 ▼一般:中卒(見込含む)で17歳未満の男子

▼推薦:中卒(見込含む)で17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動などに顕著な実績を修め、学校長が推薦できる男子

▼申込期間 ▼一般:11月1日(金)～令和2年1月6日(月)

▼推薦:11月1日(金)～29日(金)

▼受験日 ▼一般:一次:令和2年1月18日(土) 二次:1月31日(金) 2月3日(月)までの間の指定する1日

▼推薦:11月1日(金)～29日(金)

▼その他 詳細は左記にお問い合わせください

▼自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所 ☎0297-643351

▼http://www.mod.go.jp/pc/ibaraki/

▼募集
「噛むかむレシピコンテスト」応募者募集

県医師会では、噛む大切さを啓発するため、おいしくて噛む回数の増えるレシピを募集します。

▼内容 1人に付き1作品を応募可能

▼入賞 噛むかむレシピ賞12人 ※入賞者は令和2年3月15日(日)に歯科医学会で表彰

▼申込資格 県内に在住・在勤・在学している人

▼申込期間 12月10日(火)必着

▼申込方法 県歯科医師会ホームページから様式をダウンロードし、郵送またはメールで左記に申し込む

▼その他 1レシピは県内の食材(農産物産額全国第1位)第3位の品目のうち1品目以上)を活用する

▼「納豆」を使い、他の食材も1の食材をできるだけ活用する ※入賞者には商品券等

▼募集
「夜間飛行訓練」

陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場

▼日時 11月19日(火)～21日(木)、26日(火)～28日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)

▼陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎842-11211

▼http://www.kasumigaaura-sd.ibk.ed.jp

▼sienbu@kasumigaaura-sd.ibk.ed.jp

▼http://www.kasumigaaura-sd.ibk.ed.jp

▼県立霞ヶ浦聾学校 ☎889-1555

▼889-2413

▼県立霞ヶ浦聾学校 ☎889-1555

▼889-2413

▼県立霞ヶ浦聾学校 ☎889-1555

▼889-2413

▼県立霞ヶ浦聾学校 ☎889-1555

▼889-2413

▼県立霞ヶ浦聾学校 ☎889-1555

▼889-2413

▼県立霞ヶ浦聾学校 ☎889-1555

▼889-2413

▼県立霞ヶ浦聾学校 ☎889-1555

▼889-2413

▼県立霞ヶ浦聾学校 ☎889-1555

▼889-2413

▼県立霞ヶ浦聾学校 ☎889-1555

▼889-2413

▼県立霞ヶ浦聾学校 ☎889-1555

▼889-2413

▼県立霞ヶ浦聾学校 ☎889-1555

▼889-2413

▼県立霞ヶ浦聾学校 ☎889-1555

▼889-2413

▼県立霞ヶ浦聾学校 ☎889-1555

代々
県立霞ヶ浦聾学校
「学校公開」

▼日時 11月14日(木) 午前9時15分～午後0時30分

▼場所 県立霞ヶ浦聾学校(阿見町上長)

▼内容 ▼授業公開▼聴覚障害教育セミナー▼個別相談

▼申込方法 11月7日(木)までにホームページより申込用紙を入手し、ファクシミリまたはメールで左記に申し込む

▼県立霞ヶ浦聾学校 ☎889-1555

▼889-2413

▼http://www.kasumigaaura-sd.ibk.ed.jp

▼sienbu@kasumigaaura-sd.ibk.ed.jp

お知らせ
陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場
「夜間飛行訓練」

▼日時 11月19日(火)～21日(木)、26日(火)～28日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)

▼陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎842-11211

お気 軽 に ご 相 談 くだ さい !!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 郵便局 コンビニ JA 霞ヶ浦 市役所 市立図書館 市立公民館 市立体育館 市立児童館 市立老人福祉センター 市立障害者福祉センター 市立障害者就業・生活支援センター 市立障害者相談支援センター 市立障害者相談支援センター 市立障害者相談支援センター

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00～午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も
対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録をお願いします●



スマートフォン・携帯電話で
t-ami@sg-m.jp宛てに空メール
を送信するか、または左記二次元
コードを読み取り、専用サイトに
アクセスして登録してください。

▲二次元コード

●定例相談●

行政相談

日 時 11月7日(木) 午前10時～午後3時
場 所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談
は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場 所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期 日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時 間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

予科練平和記念館
☎ 891-3344

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・
定例相談等のテレホンサー
ビス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,755人 (+ 17) ▽10月1日現在
- 男 性 23,660人 (+ 6) ▽常住人口ベース
- 女 性 24,095人 (+ 11) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,914世帯 (+ 17) ▽情報広報課調べ

11月の納税等

国民健康保険税(5期)
後期高齢者医療保険料(5期)
介護保険料(5期)

納期限 12月2日(月)

12月の納税等

固定資産税(3期)
国民健康保険税(6期)
後期高齢者医療保険料(6期)
介護保険料(6期)

納期限 12月25日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 9月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急 病	103件(1,123)
出場件数 165件(1,629)	交通事故	17件(133)
	一般負傷	27件(207)
※救急車の適正な利用を お願いします	そ の 他	18件(166)
	合 計	165件(1,629)

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店